

第3号 報告事項

令和2年度 事業計画及び収支予算について

公益社団法人 山形県水質保全協会 事業計画について

(1) 基本方針

水環境保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽法定検査の効率的な推進に努めるとともに、山形県、市町村及び関係機関と連携を図り、浄化槽設置者に対する適正な管理知識の普及啓発を推進し、浄化槽法定検査の受検率の向上に努める。

(2) 事業計画

1) 浄化槽法定検査

① 浄化槽法定検査実施計画

7条検査 400 基、11条検査 35,000 基 合計 35,400 基とする。

② 総合支庁及び管内市町村の担当者と情報交換を行い、未受検者に対し周知啓発を行い、受検率の向上を図る。

③ 浄化槽法定検査員資格取得のため、公益財団法人日本環境整備教育センターに新入職員2名を派遣する。また、501人槽以上の大規模浄化槽の管理技術の向上を図るために検査員を派遣する。

2) 浄化槽及び一般廃棄物に関する研修会・講習会

① 会員、浄化槽管理士、浄化槽清掃技術者、一般廃棄物処理業者及び当協会職員の資質の向上を図るとともに、一般廃棄物の適正処理に係る研修会を開催する。

② 浄化槽管理士の育成と浄化槽管理技術の向上を図るため「浄化槽管理技術指導出前講座」を開設する。

③ 浄化槽の適正な取り扱いと使用上のルールを理解してもらうため、各総合支庁管内において、浄化槽新規設置者に対する講習会を開催する。

また、参加できない浄化槽新規設置者には、講習会資料を郵送にて配付する。

④ 検査員の資質と技術力の向上及び精度管理の徹底を図るため、積極的に講習会等に参加するとともに、法定検査の効率的運用を図るため、内部研修を実施する。

⑤ 改正浄化槽法により保守点検業の登録に関して義務付けられた浄化槽管理士に対する研修について、県と連携協力しながら機会の確保に努める。

3) 浄化槽及び一般廃棄物に関する情報提供、機関紙の発行

① 浄化槽及び浄化槽清掃に関する情報を会員に提供する。

② 一般社団法人日本環境保全協会発行の「環境保全タイムズ」等、一般廃棄物処理業に関する情報を会員に提供する。

③ 協会機関紙「県水協たより」を発行し、県、市町村、会員及び関係機関等に配布する。

- ④ ホームページを通して協会の情報公開等に努めるとともに、浄化槽の適正な管理知識や各種手続き等の普及を図る。

アドレス <http://www.yamagata-suisituhozen.or.jp/>

4) 浄化槽台帳システムを活用した市町村との業務委託の推進

改正浄化槽法により自治体に整備が義務付けられた浄化槽台帳について、指定検査機関への委託を可能とする方針が示されてことから、「市町村浄化槽台帳システム」の活用に向けて市町村との業務委託を進める。

5) 浄化槽の維持管理に関する調査・相談・指導業務

- ① 浄化槽管理者からの相談や問い合わせ等に対し、対応する。
- ② 環境省から市町村に依頼される「浄化槽の指導普及に関する調査」の回答に協力するため、市町村に浄化槽法定検査の結果データを提供する。
- ③ 公益財団法人日本環境整備教育センターの委託を受け、全国浄化槽推進市町村協議会に補助対象登録された浄化槽が所期の性能を発揮しているかどうか検証するため、実地調査を行う。

6) 浄化槽維持管理に関する調査研究

- ① 浄化槽の保守点検及び清掃に関する調査研究。
- ② 浄化槽法定検査の精度管理と効率化に向けた調査研究。
- ③ その他必要と認められる浄化槽に関する調査研究。

7) 水環境保全活動への支援

- ① 県内小中学校等からの要請により、県内河川において簡易調査キットによる水質検査を実施し、環境教育の推進に協力する。
- ② 美しい山形・最上川フォーラムの県内一斉調査「身近な川や水辺の健康診断」へ参加するとともに、調査結果の集計について協力をを行う。
- ③ 山形県保健環境活動団体連合会活動に対し活動資金の支援を行う。

8) 災害時の廃棄物処理及び浄化槽点検等に関する復旧支援

本県において大規模災害が発生した場合に、山形県と締結した「災害時における廃棄物の収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定書」に基づき、復旧を支援する。

9) その他活動

- ① 会員加入促進に努めると共に、会員事業の円滑な推進と発展に資するため、上部団体との連携を図る。
- ② 日本赤十字社活動に対する支援を行う。